

富士吉田市新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象事業者及び支援額

(1) 富士吉田市において、消費者との間で決済を行う中規模以下の事業者

支援額: 1店舗・施設あたり最大10万円

No.	対象区分	従業員 50人以下	従業員 100人以下	主な対象	
1	飲食店	○		食堂、レストラン、すし店、喫茶店、喫茶店、ハンバーガー店、たこ焼店、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、飲食を提供するドライブイン等	
2	宿泊業・飲食サービス業	○		持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売(調理を行うもの)、配達飲食サービス業(宅配ピザ屋、仕出し料理、弁当屋、デリバリー専門店)等	
3			○	旅館、ホテル、民宿、山小屋、カプセルホテル、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、バンガロー、住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスを行う事業者等 ※山小屋は山梨県が別に定める山小屋向け支援事業を活用いただけます。詳しくは県にお問い合わせください。	
4	小売業	○		ミニスーパー(衣食住にわたって小売するもの)等	
5		○		呉服・服地小売業、寝具小売業、男子服小売業、婦人服小売業、子供服小売業 靴・履物小売業、カバン・袋物小売業、下着類小売業、化粧品小売業、帽子小売業、傘小売業等	
6		○		各種食料品小売業、酒小売業、菓子・パン・ケーキ小売業、アイスクリーム小売業、コンビニエンスストア、牛乳小売業、コーヒー小売業、そう菜屋、駅弁売店等	
7		○		自動車小売業、自動車部分小売業、二輪自動車小売業、自転車店、電気機械器具小売業、中古電気製品小売業、その他の機械器具小売業等	
8	その他の小売業	○		家具小売業、ベッド小売業、刃物小売業、日用雑貨小売業、医薬品・化粧品小売業(ドラッグストア)、農業用機械器具小売業、種苗小売業、ガソリン小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品小売業、おもちゃ屋、楽器小売業、時計屋、ホームセンター、花屋、ペット用品小売業等	
9	運輸業		300人以下	タクシー業、福祉タクシー業、貸切バス業等	
10	その他の教育、学習支援業		○	図書館、博物館、美術館、植物園、青少年教育施設、児童自立支援施設等	
11		学習塾		○	学習塾
12		教養・技能教授業		○	音楽教授業、書道教授業、そろばん塾、英会話教室、スポーツ・健康教授所、スイミングスクール、ヨガ教室、気功術教授所、テニス教室、体操教室、ゴルフスクール、囲碁教室、ダンス教室、料理学校、自動車教習所(各種学校でないもの)等
13	生活関連サービス業、娯楽業		○	洗濯業、クリーニング業、リネンサプライ業、理容店、銭湯業、エステティックサロン、ボディケア・ハンドケア、ネイルサロン、コインランドリー業等	
14		その他の生活関連サービス業		○	旅行業、衣服裁縫修理業、葬儀業、結婚式場業、結婚相談業、デジタルカメラ写真プリント業、易断所、観光案内業(ガイド)、靴磨き業、ペット美容室、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売さばき業、ハウスクリーニング業等
15		娯楽業		○	映画館、劇場、スポーツ施設提供業、アイススケート場、プール、乗馬クラブ、体育館、ゴルフ場、ボウリング場、テニスコート、フィットネスクラブ、公園、遊園地、ビリヤード場、パチンコ店、ゲームセンター、ダンスホール、芸き業、カラオケボックス、プレイガイド、釣堀業等

上記の他にも、市内において消費者との間で決済を行う中規模以下の事業者が対象です。

(2) 富士吉田市において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者

支援額: 1施設あたり最大100万円 (支援率1/4)

宿泊業	規模を問いません	旅館、ホテル、民宿、カプセルホテル、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、バンガロー等 ※山小屋は山梨県が別に定める山小屋向け支援事業を活用いただけます。詳しくは県にお問い合わせください。
-----	----------	--

※(1)中規模以下の事業者向けと(2)宿泊事業者向けを重複して申請することはできません。